

Ⅲ 様式

参考例 1

平成 年度修学旅行仕様書 (国内用)

- 1 旅行期日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (泊 日)
- 2 旅行先 方面
- 3 日程、経路、宿泊地 別紙旅程表のとおり
- 4 交通機関 飛行機、新幹線、貸切バス、船舶・その他
- 5 参加予定人員

生徒	男子	名、女子	名	計	名	
引率教員	男子	名、女子	名	計	名	
					合計	名
- 6 旅行費用 円以内とすること
- 7 宿舎の条件
 - (1) 安全・衛生・環境が十分配慮され、良好であること。
 - (2) 生徒指導を徹底させる上で分宿、他校との同宿は避けること。
 - (3) 旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。
また、全員が集合できる部屋 (スペース) があること。
 - (4) 浴場は 人以上の生徒が同時に利用が可能であること。
 - (5) 観光バスを利用するため、バス 台の駐車場が確保されていること。
 - (6) 旅館 (ホテル) 賠償責任保険に加入していること。
 - (7) 食事は一泊 2 食 (夕朝) 付きで献立のバランス、調理方法、衛生面の配慮がなされ、変化に富んだものであること。
 - (8) タバコ、酒類の自動販売機、ゲーム機その他娯楽設備については、生徒指導面で適切な措置がとれること。
※特別支援学校等については、手すり、エレベーター、スロープ等バリアフリーに対応し、車椅子の児童生徒の部屋はスペース、入浴、トイレ等の配慮がなされていること。
- 8 見学地・体験学習地の条件
 - (1) 一般客、他校との競合を避ける。
 - (2) 体験学習については指導員の人数を確保する (名につき 1 名)。

9 昼食（弁当）等 昼食 回（ 月 日、 日、 日、 日、）

- (1) 車中弁当は 回用意すること。
- (2) 昼食・弁当は、食中毒等事故がないように注意し、衛生的で調理方法に十分配慮がなされ、内容も変化に富み量的にも十分な優良な店を手配すること。
※特別支援学校等については、特別な配慮が必要であること。

10 貸切バス

- (1) 過去の実績、信用ある安全管理、添乗員教育の行き届いた会社であること。
- (2) バスは 人乗りで同一会社・同一車種を配車すること。
- (3) バスガイドは1台に1人添乗させ、運転手ガイドは経験豊かな者を乗務させること。
※特別支援学校等については、リフト付バスの確保や車椅子の積載が可能等の配慮が必要であること。

11 安全・事故対策等について、次の事項について書面で提出すること。

- (1) 事故防止及び安全対策
- (2) 連絡体制及び緊急時の体制
- (3) 添乗員名簿（修学旅行経験豊かな職員 名以上とすること。）
- (4) 貸切バス（営業登録しているバスであること。）
- (5) 学校旅行総合保険

12 その他

- (1) JR線は団体乗車券を使用すること。
- (2) 航空機は割引制度を適用すること。
- (3) 平成 年 月 日現在の料金で見積書を作成すること。
- (4) 見積書提出時に宿泊施設の概要書とパンフレットを添付すること。
- (5) 見積書の金額は、一人当たりの費用とすること。
- (6) 保険金は一人 円以上とすること。
- (7) 航空機、新幹線等変更保険を掛けておくこと。
- (8) 見積書提出部数 部
- (9) 必要に応じて事前教育資料の提出及びヒアリングに応じること。
- (10) 大分県暴力団排除条例に基づき、見積書提出時に別紙、誓約書を提出すること。

13 見積書提出年月日 平成 年 月 日

参考例 2

平成 年度修学旅行仕様書 (国外用)

- 1 旅行期日 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (泊 日)
- 2 旅行先 方面
- 3 日程、経路、宿泊地 別紙旅程表のとおり
- 4 交通機関 航空機・貸切バス・船舶・その他
- 5 参加予定人員

生徒	男子	名	、	女子	名	計	名	
引率教員	男子	名	、	女子	名	計	名	
							合計	名
- 6 目的
 - ①〇〇〇国の文化や歴史について理解を深める。
 - ②現地の学校との交流を通じて互いの友好を深め、国際人としての資質を高める。
 - ③班別自主研修を通じて、集団における個のあり方を学ぶ。
- 7 宿泊の条件
 - (1) 安全・衛生・環境が十分配慮され、良好であること。
(日本語の話せるスタッフが常時配置されていること。)
 - (2) 生徒指導を徹底させる上で分宿、他校との同宿はさけること。
 - (3) 旅行中の安全と健康に配慮し、疲労回復等のため、十分な広さを確保すること。
(ホール・会議室・ミーティングルームを備えていること。)
 - (4) 日本円からの両替が可能なホテルであること。
 - (5) 出発・帰着の際には、貸切バスのエントランスが確保されていること。
 - (6) ホテル賠償責任保険に加入していること。
 - (7) 食事場所は、全員が一斉に食事が取れる場所とする。
 - (8) 食事は衛生面の配慮がなされて栄養のバランスが取れており、毎回異なるメニューであること。また、昼食弁当が必要な場合は衛生面に配慮した弁当を手配すること。
 - (9) タバコ、酒類の自動販売機、ゲーム機その他娯楽設備については、生徒指導面で適切な措置がとれること。

8 貸切バス

- (1) 過去の実績、信用ある安全管理、添乗員教育の行き届いた会社であること。
- (2) バスは 人乗りで同一会社・同一車種を配車すること。
- (3) 運転手は経験豊かで、安全管理等の社員教育が徹底されていること。
現地ガイドは、日本語で会話できる者を各クラスに1名配置すること。

9 安全・事故対策等について、次の事項を書面で提出すること。

- (1) 事故防止及び安全対策
- (2) 通常及び緊急時の体制（連絡・医療、現地支店網、スタッフ数など）
- (3) 信頼と実績のある航空会社を選定すること。
- (4) 添乗員名簿（現地に詳しく、修学旅行の経験、業務知識の豊富な職員 名とし、看護師を1名同行させること。）
- (5) 食事は衛生管理面で十分配慮された優良な料理店によって調理され、内容が充実して変化に富んでいること。
- (6) 学校旅行総合保険に加入すること。海外での保障内容の明示、任意保険についての資料等を添付すること。

10 その他

- (1) 平成 年 月 日現在の料金で見積書を作成すること。
- (2) 見積書提出時には宿泊施設のパフレットと予約証明書を添付すること。
- (3) 見積書の金額は生徒一人当たりの費用とし、決定後の見積金額の変更は原則として認めない。
- (4) 保険金は一人 円以上とすること。
- (5) 航空機等変更保険を掛けておくこと。
- (6) 見積企画書提出部数 部
- (7) 必要に応じて事前教育資料を提出及びヒアリングに応じること。
- (8) テロ、SARS、インフルエンザ、原油価格など国際情勢の変化の情報を速やかに提供するなどにより旅行先（国内に）変更などへの速やかな対応、日程、内容等良質な旅行を提供できること。
- (9) 大分県暴力団排除条例に基づき、見積書提出時に別紙、誓約書を提出すること。

11 見積書提出年月日 平成 年 月 日

参考例 3

修学旅行見積書等比較表

区分	会社名	①	②	③	④	⑤
旅行予定日						
見積額（生徒一人当たり）						
内 訳	a 交通費					
	b 宿泊費					
	c 食事・弁当代					
	d 拝観・入場料					
	e 学校旅行総合保険					
	f 有料道路通行料					
	g 駐車料					
	h 荷物運搬料					
	i 添乗員経費					
	j スキー費用					
	k 看護師費用					
	l 渡航手続費用					
	m 旅行業務取扱料金					
見積額実質比較 （見積額－実費分 c,d,f,g）						
選 定 評 定 表	n 交通機関					
	o 宿泊施設					
	p 安全性					
	q 企画面					
	r その他					
計						
総合評価						

*コンペ方式でも見積額または実質見積額（見積額－実費分）の結果で業者の絞り込みを行うなどの工夫は必要

参考例 4

修学旅行業者選定評定表

会社名 ()

評 定 項 目		評 定				
交 通 機 関	安全の配慮 (航空会社・飛行機機種等)	1	2	3	4	5
	安全の配慮 (日程、乗継ぎ等)	1	2	3	4	5
	乗車スペースの配慮 (クラス単位等)	1	2	3	4	5
	乗車スペースの配慮 (貸切バス等)	1	2	3	4	5
宿	安全・衛生・環境	1	2	3	4	5
	分宿、他校との同宿	1	2	3	4	5
泊 施 設	食事 (弁当も含む) について献立のバランス や調理方法等配慮がなされているか	1	2	3	4	5
	部屋のスペースは十分か	1	2	3	4	5
	旅館 (ホテル) 賠償責任保険に加入しているか	1	2	3	4	5
設	浴場のスペースは十分か	1	2	3	4	5
	事故及び安全対策	1	2	3	4	5
付 帯 事 項	連絡体制	1	2	3	4	5
	学校旅行総合保険	1	2	3	4	5
	添乗員	1	2	3	4	5
	見学場所 (コース、種類等)	1	2	3	4	5
	荷物運搬等	1	2	3	4	5
	看護師付添い	1	2	3	4	5
	班別行動モデル	1	2	3	4	5
	体験学習案	1	2	3	4	5
	その他	1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5
計						

参考例 5

ご旅行仮引受書（企画手配旅行学校用）（案）

提出日 年 月 日

会社名
住 所
代表者

大分県立 学校長 様

このたびは当社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
別紙取引条件説明書（企画手配旅行用）の取引条件により、下記の企画手配旅行を
仮引受けさせていただきます。

記

団 体 名	大分県立 学校		
申 込 人 員	生徒 名、先生 名、合計 名（ クラス）		
旅 行 期 間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ） 日間		
旅 行 先			
旅行代金の 見積予算	旅行費用		円
	取扱料金		円
	企画料金		円
	その他の費用		円
	合 計		円
企画書面の 提 出 日	1、 年 月 日付で企画書面を、既にご承諾をいただ いております。 2、 年 月 日迄に企画書面を提出いたします。		
そ の 他			

参考例6

修学旅行の取扱いに関する契約書

大分県立 学校長 (以下「甲」という。) と
 (以下「乙」という。) は、甲が実施する修学旅行 (以下「旅行」という。) の取扱いに関し、以下を内容とする契約を締結する。

[旅行計画の内容]

団 体 名		大分県立 学校 年度生		
参加人員		男	女	計
	生徒	名	名	名
	教職員	名	名	名
	計	名	名	名
旅行期日		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (泊 日)		
旅行先		方面		
契約金額		¥ (生徒一人当たり¥ 教職員一人当たり¥)		
旅行日程・見積書 旅行条件書		平成 年 月 日 付け及び 平成 年 月 日 付け添付資料のとおり		

(目的)

第1条 本契約は、生徒の安全と衛生に留意し、意義ある旅行の実施を図ることを目的とする。甲及び乙は、旅行の実施又は取扱いに当たって、その目的が実現するようそれぞれの立場で誠意をもってこれに当たるものとする。

(情報の提供)

第2条 甲又は乙は、旅行の有意義かつ安全、円滑な実施を図るため必要な相互の求める情報を可能な限り提供し合うものとする。

2 甲と乙は、事前に旅行先の宿泊施設、見学地の環境衛生について十分な準備と検討をするものとする。

(契約の内容)

第3条 旅行契約の内容は、添付の旅行日程表、旅行代金見積書及び附属旅行条件書のとおりとする。

(契約の発効)

第4条 本契約は、本契約締結の日をもって発効し、精算終了をもって完了とする。

(契約の変更)

第5条 甲は、旅行参加人員、旅行日程その他の旅行書面記載の旅行契約の内容に変更が生じたときは、これを速やかに乙に通知して、契約の変更を求めなければならない。

2 乙は、天災地変、運送機関等における争議行為その他乙の管理できない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、速やかにその理由を甲に説明して、契約内容の変更を求めなければならない。

3 乙は、乙が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をした場合において、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供に係る契約が締結できなかったときは、これを速やかに甲に通知して、契約内容の変更を求めなければならない。

4 前3項の規定により、契約内容の変更によって生じる旅行代金の変更については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(契約の解除)

第6条 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたときは、契約を解除するものとする。

(確定参加人員の報告)

第7条 甲は、平成 年 月 日までに参加者数を生徒・教職員別及び男女別に確定し、これを乙に報告するものとする。

(旅行代金の支払)

第8条 甲は乙に対し、次の方法により旅行代金を支払うものとする。

生徒に係る旅行代金

振込先 銀行名 銀行 支店
口座名義

普通 当座 NO

支払期日 (1) 平成 年 月 日までに旅行代金の パーセントを支払う。

(2) 旅行終了後に旅行代金精算書を提出する。その後 週間以内に残額を支払うものとする。

(3) 教職員に係る旅行代金の支払方法については別に定める。

(責任)

第9条 乙は、乙が旅行契約の履行に当たって、故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任ずる。

(旅行業約款の適用)

第10条 この契約書に定めのない事項については、国土交通大臣の許可を受けた旅行業約款(手配旅行の部)に基づくほか、甲・乙が誠実に協議して定めるものとする。

(付帯事項)

第11条 旅行当日の輸送については、参加者の安全等を考慮し全員の座席を確保するよう努力すること。

2 本旅行期間中は、乙は甲に対して金銭の取扱事務一切行わせないこと。

3 本旅行期間中、学校旅行総合保険(変更保険を含む。)に加入し、保険料は参加者の負担とする。

4 本旅行期間中に、天災地変等やむを得ない状況が起きた場合、乙は交通機関、宿泊施設等最善の努力をしてその手配をしなければならない。

5 その他問題が生じた場合は甲乙協議のうえ、一般の慣習に反しない範囲内で相互に解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 住 所

大分県立
校 長

学校

印

乙 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

参考例 7

卒業アルバム制作仕様書

- 1 件 名 平成〇〇年度入学生卒業アルバム制作請負契約
- 2 規 格 A 4 サイズオールカラー版 〇〇ページ～〇〇ページ
A 4 特サイズオールカラー版 〇〇ページ～〇〇ページ
B 4 サイズオールカラー版 〇〇ページ～〇〇ページ など
- 3 制作部数 〇〇〇部
- 4 撮影及び編集内容
①生徒集合写真各種（全体・クラス・個人）
②教職員写真
③クラススナップ写真
④各種学校行事
⑤体育文化部活動写真
⑥校舎内外風景写真
⑦編集後記
⑧時事ニュース
⑨その他
- 5 納入期限 平成 年 月 日
- 6 納入場所 大分県立 学校
- 7 仕 様 (1) 製 版 オフセット
(2) 使用材料 表紙は昨年度版と同様
各ページに使用する写真等は見本を提示して、承認を受けてから使用すること
(3) 表 紙 デザイン、色等は本校の過去のアルバム等参考に作成し学校関係者の承認を得ること
(4) 本 文 各ページの主題、色及びカット等は本校アルバム担当職員の指示によるものとする。
(5) 原稿等の取扱い
本校からアルバム制作に当たって提供した原稿、ネガ等の資料はアルバム納品の日までに必ず返却すること

(6) 編集及び制作工法

撮影期日及び編集内容については、本校アルバム担当職員と十分協議して丁寧に行うこと

(7) 写真ネガ等の提供

今後記念誌等の発行に際しては、学校の必要に応じ写真ネガ等の提供が可能なこと

(8) その他

その他不明な点があるときは、本校アルバム担当職員の指示を受けてから行うこと

8 その他

大分県暴力団排除条例に基づき、見積書提出時に別紙、誓約書を提出すること

参考例 8

仮 契 約 書

- 1 件 名 平成 年度入学生 卒業アルバム制作請負契約
- 2 契約金額 1冊当たり 円（うち取引に係る消費税額 円）
- 3 規 格 ○○サイズオールカラー版 約 ページ
- 4 期 間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

大分県立 学校長 を甲とし、
を乙として、次の条項により仮契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書に従い、契約書記載の請負契約を履行しなければならない。また、仕様書に記載されていない事項でも、アルバム制作上当然附随する事項については、乙の責任において行うものとする。

（撮影及び協力）

第2条 乙は、別添仕様書の内容及び甲の指示に従ってアルバム用の写真撮影を行うものとする（期間は平成 年度学力検査合格発表日から編集完了日までとする。）。

2 甲は、撮影期間中は乙に対し協力をしなければならない。

（編集及び承認）

第3条 乙は、アルバム編集を行うにあたり、甲の指示承認を得るものとする。

（本契約）

第4条 本契約は、発注数が確定したときに、甲乙協議のうえ締結する。

（契約の解除）

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと明らかに認められる場合
 - (2) 乙が契約の履行に当たり不正と見られる行為を行ったとき、また、正当な理由がなく甲の監督に従わないとき。
- 2 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号

に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(契約内容の変更)

第6条 甲は、契約締結後、天災等不測の事態や社会経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときには、その実情に応じ甲乙協議の上、契約金額、納入期限その他の内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を守らなければならない。

(その他)

第8条 この契約書及び仕様書の解釈に疑義が生じたとき、又は仕様書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 住 所

大分県立
校 長

学校

印

乙 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

参考例 9

卒業アルバム制作契約書

- 1 件 名 平成 年度卒業生 卒業アルバム制作請負契約
- 2 契約金額 円（うち取引に係る消費税額 円）
- 3 制作部数 ○○○部
- 4 納入期日 平成 年 月 日（卒業式の2週間前）検品
平成 年 月 日（卒業式の1週間前）納品

上記の卒業アルバムの制作について発注者 大分県立 学校長
を甲とし、制作担当者 を乙として次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書に定める各条項のほか、別紙仕様書に従い、契約書記載の請負契約を誠意をもって履行しなければならない。また、仕様書に記載されていない事項でも、アルバム制作上当然附随する事項については、乙の責任において行うものとする。

（撮影及び協力）

- 第2条 乙は、別紙仕様書の内容及び甲の指示に従ってアルバム用の写真撮影を行い、契約期間は平成 年度学力検査合格発表日から編集完了納入の日までとする。
- 2 甲は、撮影に当たっては乙に対し協力をしなければならない。

（編集及び承認）

第3条 乙は、アルバム編集を行うにあたり、甲の指示承認を得るものとする。

（契約の解除）

- 第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、契約を解除することができる。
- (1) 乙が正当な理由がなくて卒業アルバムを納入できない等、この契約を完全に履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 乙がこの契約の履行にあたり不正と見られる行為を行ったとき、また、正当な理由がなく甲の監督に従わないとき
- 2 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号